



児童手当の手続き

児童手当は、受給者の状況により、手続きが必要な場合があります。次の場合は15日以内に届出が必要です。

- ・児童が生まれたとき ・公務員になったとき
- ・児童と別居したとき ・公務員でなくなったとき
- ・佐賀市に転入したとき

※公務員として就職・退職した人は、職場・お住まいの市町村の両方で手続きが必要です。

※手続きが遅れると手当を受給できない月が生じたり、手当の返納が必要な場合があります。

◎問い合わせ

本庁 福祉総務課 母子福祉係

☎40・7252 FAX25・5440 または、各支所保健福祉課



平成28年度 はり、きゅう、あん摩等 施設利用証を送付します

平成27年4月から平成28年2月までに国民健康保険または後期高齢者医療はり、きゅう、あん摩等施設利用証の交付を受け、利用した人に、平成28年度の利用証を3月下旬に送付します。

※国民健康保険税(後期高齢者医療保険料)に未納がある人には送付できません。

国民健康保険に加入し、平成27年度の特健診を今年2月までに受診した人には、利用証に「あん摩等」が追加されています。3月以降に受診した人は、利用証が届いた後、窓口での申請で、「あん摩等」を追加します。後期高齢者医療制度被保険者の人は健診受診の有無に関係なくあん摩等施術を利用できます。

◎問い合わせ

保険年金課 給付係 ☎40・7271 FAX40・7390

後期高齢者医療係 ☎40・7274 FAX40・7390



平成28年度 ごみカレンダー・分別表

3月中に自治会を通じて各世帯に配布しています。

※次の場所でも配布しています。

佐賀市清掃工場、本庁1階 総合案内、本庁4階 環境政策課、各支所、各校区公民館(佐賀地区)

※10部以上の配布は、佐賀市清掃工場で行います。



◎申し込み・問い合わせ

循環型社会推進課(佐賀市清掃工場内)

☎30・2430 FAX30・2494



佐賀市 掲示板



国民年金保険料学生納付 特例申請

学生は本人の所得が一定額以下の場合に、申請し承認を受けることで、国民年金保険料の納付が猶予されます。大学、大学院、短大、専門学校、各種学校等(夜間、定時制、通信制を含む)に在籍する学生が対象です。希望する場合は毎年度の申請が必要です。

【平成28年度申請】

■受付開始 4月1日(金)～

■承認期間 4月または20歳になった月～平成29年3月までの間

■受付場所 本庁 1階3・4番窓口
日本年金機構佐賀年金事務所

■持参する物

学生証(コピー可)または在学証明書、年金手帳、印鑑(認印)

※家族が代理で申請する場合は、来庁する人の免許証などの本人確認ができるものが必要。

■所定のはがきでの申請

平成28年度も前年度と同じ学校に在籍し、日本年金機構から学生納付特例申請書(はがき)が届いた人は、必要事項を記入し返送することで、申請できます。

はがきが届かない人や、在籍する学校が変わった人は、窓口で手続をしてください。

■その他

・承認期間の国民年金保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納付できます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算し、3年度目以降に納付する場合は、保険料に一定の加算金が上乗せされます。

・学生でない人を対象とした平成28年度国民年金保険料免除・納付猶予の申請受付は、7月1日(金)から開始します。

平成28年度 国民年金保険料のお知らせ

平成28年度国民年金保険料は、月額16,260円です。

◎問い合わせ

本庁 保険年金課 国民年金係

☎40・7275 FAX40・7390

日本年金機構 佐賀年金事務所

☎31・4191(音声案内②) FAX31・0949